

平成26年12月25日裁決

主文

全国健康保険協会〇〇支部長が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 本件記録によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「既決受給期間A」という。)について、うっ血性心不全、糖尿病(以下、併せて「既決傷病A」という。)の療養のため、また、同年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「既決受給期間B」といい、「既決受給期間A」と併せて「既決受給期間」という。)について、虚血性心疾患、心不全、冠動脈バイパス術後(以下、併せて「既決傷病B」といい、「既決傷病A」と併せて「既決傷病」という。)の療養のため、いずれも労務に服することができなかったとして、傷病手当金を受給した。

2 その後、請求人は、うっ血性心不全の急性増悪(以下「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、労務に服することができなかったとして、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。

3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間について、「法定給付期間(1年6カ月)を超えた請求

であるため。(法定満了日 平成〇年〇月〇日)」という理由により傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する」と定めており、また、同条第2項は「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする」と規定している。

2 本件の場合、法定給付期間(1年6カ月)を超えた請求であるという理由により傷病手当金を支給しないとした原処分に対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間に係る本件請求傷病は、平成〇年〇月〇日から支給開始された傷病手当金の支給対象である既決傷病A、あるいは同月〇日から支給開始された傷病手当金の支給対象である既決傷病Bと同一疾病又はこれにより発した疾病(以下、このような関係を有する傷病を、便宜上、「同一関連傷病」という。)と認められるかどうかということになる。

3 同一関連傷病かどうかについて判断する。

請求人に係る健康保険傷病手当金支給申請書のa病院(以下「a病院」という。)・A医師(以下「A医師」という。)作成の平成〇年〇月〇日付療養担当者が意見を記入するところ欄によれば、療養の給付開始年月日(初診日)は平成〇年〇月〇日、傷病名は本件請求傷病、発病または負傷の年月日は平成〇年〇月(発病)とされた上で、労務不能と認めた期

間（以下「本件労務不能期間」という。）は、本件請求期間のうち平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで（35日間）とされ、本件労務不能期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等は、当院受診数日前より、息切れ、両下肢浮腫があり、かかりつけ医を受診していたが、胸部レントゲンにて肺うっ血があり、当科へ紹介受診し、上記診断により即日入院、入院後は、利尿剤投与治療となるとされ、「症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見」は、上記診断により、入院加療が必要のため労務不能と考えるとされている。そうして、a病院作成の請求人に係る平成〇年〇月〇分の診療報酬明細書（医科入院医療機関包括評価用）をみると、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間、主傷病名及び入院の契機となった傷病名を本件請求傷病、入院時併存傷病名を虚血性心筋症、冠動脈バイパス術後、狭心症、入院後発症傷病名を四肢浮腫、上室期外収縮、心室期外収縮、入院院情報を緊急入院としてa病院に入院し、SPECT（核医学診断）などの画像診断を受け、利尿剤点滴、心大血管疾患リハビリテーションを受け、退院後は、降圧薬、利尿薬、血小板凝集阻害薬の処方を受けていることが認められる。

さらに、既決受給期間から本件請求期間までの経過をみると、b病院（以下「b病院」という。）作成の請求人に係る診療報酬明細書（平成〇年〇月分（医科入院）、同年〇月分（医科入院外））によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで、うっ血性心不全、糖尿病、腹部膨満のためにb病院に入院しており、心電図、経皮的動脈血酸素飽和度、胸部・腹部単純撮影（デジタル撮影）、血液・生化学検査などの検査を受け、酸素吸入、利尿剤点滴・輸液などの治療を受けている。c病院（以下「c病院」という。）作成の請求人に係る診療報酬明細書（平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までの

もの。ただし、平成〇年〇月分、平成〇年〇月分を除く。）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日を診療開始日とする2型糖尿病、高血圧症、高脂血症、陈旧性脳梗塞、慢性心不全、虚血性心筋症、冠動脈ステント埋め込み状態等のためにc病院に通院しており、その後、平成〇年〇月〇日にb病院にうっ血性心不全、糖尿病などの傷病名で入院しているが、同病院を退院後は、再びc病院に通院しており、本件請求傷病のためにa病院に緊急入院となった平成〇年〇月〇日以降もc病院をほぼ毎月定期的に通院し、冠動脈循環改善・拡張薬、利尿薬などの治療薬を、1回30日分ないしは69日分の長期処方として受けていたことが認められる。

以上によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日から慢性心不全、虚血性心筋症、冠動脈ステント埋め込み状態のためにc病院で継続的に治療を受けていたが、a病院を受診した平成〇年〇月〇日の数日前から、息切れ、両下肢浮腫があり、胸部レントゲンで肺うっ血が認められたために、同日から同年〇月〇日まで本件請求傷病の診断でa病院に入院した。そうすると、本件請求傷病は、平成〇年〇月〇日を初診日とする慢性心不全、虚血性心筋症、冠動脈ステント埋め込み状態など既往傷病がその経過中に寛解・治癒せずに継続している状態と認められ、既往傷病と同一関連傷病と認めるのが相当である。そうして、支部長作成名義の照会に対するA医師作成の平成〇年〇月〇日付「被保険者の診療の経過及び症状について」と題する医師回答書によると、A医師は、虚血性心疾患、冠動脈バイパス術後、心不全と本件請求傷病であるうっ血性心不全の急性増悪の医学的関連性について、判断理由を「虚血性心疾患による心不全入院のため」として、これらの傷病は「同一（継続）傷病」と答えていることも、上記の判断と矛盾しない。

なお、社会保険の運用上、過去の傷

病が治癒した後再び悪化した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病として取り扱い、治癒が認められない場合は、過去の傷病と同一傷病が継続しているものとして取り扱われるところ、医学的には治癒していないと認められる場合であっても、軽快と再度の悪化との間に、いわゆる「社会的治癒」があったと認められる場合は、再発として取り扱われるものとされている。そして、いわゆる「社会的治癒」と認め得る状態としては、相当の期間にわたって医療（予防的医療を除く。）を行う必要がなくなり、通常の勤務に服していたことが認められる場合とされている。

本件についてみると、請求人は、既決受給期間終了日から本件請求期間開始日までの約1年7か月（以下「本件検討期間」という。）の間、ほぼ毎月外来に通院し、薬物療法の為の処方を受けているが、1回の処方期間は30日ないし69日と長期投与になっていることが認められる。そうして、本件検討期間における処方内容をみると、〇〇薬局作成の請求人に係る調剤報酬明細書（平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までのもの。ただし、平成〇年〇月分、平成〇年〇月分を除く。）によれば、平成〇年〇月には、合併症の高血圧に対する降圧薬（ニフェジピンCR錠、エナラプリルM錠）、糖尿病に対する糖尿病治療薬（メグレット錠、パミルコン錠）に加えて、本件請求傷病であるうつ血性心不全に対しては、利尿薬（ルブラック錠、フロセミド錠）及び血小板凝集阻害薬（バイアスピリン錠）が処方され、同年〇月からルブラック錠が中止されて、利尿薬としてはフロセミド錠のみが継続され、同年〇月には、バイアスピリン錠が中止され、血小板凝集阻害薬としては、平成〇年〇月までプラビックス錠が処方され、これら利尿薬等は、その内容が変わらないまま平成〇年〇月まで継続して処方されている。そうすると、本件検討期間における本件請求傷病に対する処方、再発・症状増悪を

予防するための処方の範疇に含まれるものと認められる。さらに、本件検討期間における請求人の就労状況は、請求人作成の「治療経過表」によれば、この期間休まず勤務していたとされ、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によると、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間の標準報酬月額に変動はない。そうすると、本件検討期間において、請求人は、定期的に医療機関に通院し、再発・症状増悪を予防する範囲での定期的処方を受けていたものの、その間、就労を含め通常の社会生活が営まれており、いわゆる社会的治癒に相当するものと認められる。

4 このようにみえてくると、本件請求期間に係る本件請求傷病は、既に傷病手当金の支給対象となった既決傷病と同一関連傷病と認められるものの、既決受給期間終了日から本件請求期間開始日までの間に、いわゆる社会的治癒と認め得る期間が存在することが認められ、本件請求傷病は既決傷病とは別の傷病として取り扱うのが相当であるから、原処分は妥当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。